



『今年のキャッチコピーは・・・』



11月の第三木曜日がボジョレー・ヌーヴォーの解禁日ということもあり、解禁日が近付くと毎年メディアでも取り扱われていますね。毎年ワインの出来を評価するキャッチコピーも話題になりますが、このキャッチコピーはフランスのボジョレーワイン委員会が付けたものが元になっているようです。今年のキャッチコピーはどんな言い回しになるのでしょうか。ちなみにボジョレーは1時間ほど冷蔵庫で冷やすとより美味しく頂けるみたいです。ワインで食欲の秋を楽しんでみてはいかがでしょうか。さて、「めがね税理士通信」2020年11月号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを
チェック！！

令和2年分の年末調整変更点について①

令和2年分の年末調整は、税制改正により大きく変更になります。前月ご紹介した「ひとり親控除の創設と寡婦控除の見直し」もそのひとつになります。今回は年末調整の変更点の「給与所得控除の見直し」「基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設」について解説いたします。

給与所得控除の見直し

給与所得控除額が右図のとおり改正されました。ポイントは次のとおりです。

- ✓ **控除額を一律10万円引き下げ**
- ✓ **上限額が適用される収入金額を850万円、上限額を195万円へ引き下げ**

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設

● 基礎控除の改正

基礎控除額が右下の表のとおり改正され、合計所得金額が2,500万円を超える所得者については、基礎控除の適用なしとされました。

● 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の創設

その年の給与の収入金額が850万円を超える所得者で、次のいずれかの要件に該当する場合に、給与の収入金額(1000万円限度)から850万円を控除した金額が10%に相当する金額(最高15万円)を、給与所得(注)の金額から控除することとされました。

- イ 所得者本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが特別障害者に該当する
- ロ 23歳未満の扶養親族を有する

(注)「令和2年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用して求めた給与所得控除後の給与等の金額

● 「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」の新設

上記の改正に伴い、それぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」及び「所得金額調整控除申告書」が新たに設けられ、年末調整においてこれらの適用を受けようとする所得者は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までにそれぞれ「給与所得者の基礎控除申告書」又は「所得金額調整控除申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

<給与所得控除の改正>

給与の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	65万円
162万5,000円超 180万円以下	(A) × 40% - 10万円	(A) × 40%
180万円超 360万円以下	(A) × 30% + 8万円	(A) × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	(A) × 20% + 44万円	(A) × 20% + 54万円
660万円超 850万円以下	(A) × 10% + 110万円	(A) × 10% + 120万円
850万円超 1,000万円以下	195万円	220万円
1,000万円超		

<基礎控除の改正>

合計所得金額	基礎控除額	
	改正後	改正前
2,400万円以下	48万円	38万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	(所得制限なし)
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	

資格試験合格しました！

はじめまして、むかいアドバイザーグループの泉です。今年の6月に入所して以来あっという間に半年が経ちますが、まだまだ覚えることは山積みで日々奮闘しております。新しい生活様式が定着して少しずつ日常が戻り始め、最近話題のGoToトラベルを利用した旅行計画を立てることが、今の一番の楽しみです。これからどうぞよろしく願いいたします。そんな中8月に受験した相続に関する資格の試験結果が発表され、無事に先輩とともにW合格を果たすことができました！勉強好きが集まる弊所では資格取得も積極的に支援しており、知識を身に付け、より一層お客様のお役に立てるよう精進して参りたいと思います！



どんな仕事でも、仕事をやるからには判断が先立つ。判断を誤れば、せつかくの労も実を結ばないことになる。しかし、先の先まで見通して、すみからすみまで見きわめて、万が一にも誤りのない100パーセント正しい判断なんてまずできるものではない。60パーセントの見通しと確信ができたのなら、その判断はおおむね妥当とみるべきであろう。いかに適格な判断をしても、それをなしとげる勇氣と実行力がなかったなら、その判断は何の意味も持たない。勇氣と実行力が、60パーセントの判断で、100パーセントの確実な成果を生み出してゆくのである。
 (引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



たかこサンの相続相談室



『自社株式の家族信託』

Aさん：私は社員100人ほどの会社を経営していましたが、数年前に一線を退き、今は長男が経営を引き継いでいます。最近、長男も経営者としての姿が板についてきて、安心して見ていられるようになりました。ただ、ひとつ心配な点があるのです。会社の株はすべて私が所有しているため、私が認知症等で判断能力が無くなった際には、株主総会で何も決議できなくなり、会社運営に大きな支障が出るのではないかとことです。できれば、今の時点で長男にすべての株を生前贈与してしまいたいのですが、株価が高く、多額の贈与税が発生してしまうため、そうもいきません。なにかよい対策はないでしょうか？

たかこサン：おっしゃるとおり、Aさんが認知症等で判断能力がなくなってしまうと、株主総会で議決権を行使することができなくなり、株主総会の決議事項である役員変更、定款変更、組織再編（合併）等々、もろもろの議案を決議できなくなってしまいます。これを防ぐためには、“自社株式の家族信託”という方法があります。この手続きを行うと、株の権利はAさんに残したままで、議決権を行使する権利や株式を管理する権限が長男さんに移ることになります。これにより、Aさんの判断能力がなくなっても、長男さんが株主総会で議決権を行使することができます。なお、長男さんはあくまで株の管理権限を持つだけで、株の権利自体が長男さんに移ったわけではありませんので、贈与税が発生することもあります。

Aさん：それは素晴らしい対策ですね。もし私が亡くなってしまった場合、その株はどうなるのでしょうか？そのまま長男に相続してもらいたい場合は、別途遺言書を作成しておく必要がありますか？

たかこサン：家族信託では、最初の手続きの時点で、家族信託が終了（株式所有者の方が亡くなったとき）したとき、誰にこの株を引き継いでもらうかをあらかじめ決めておくことができます。いわゆる、“家族信託が持つ遺言機能”ですね。ここで長男さんに引き継いでもらいたいと決めておけば、別途遺言書を作成する必要はありません。確実に後継者の方に株を渡せるので安心ですね。



お気軽にご相談ください 相続無料相談 0120-779-155
 無料相続相談のご予約はこちら

税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



➤ ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい

発行元



つねに むかいに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人
 むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子
 【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間: 平日 9:00~18:00)
 【FAX】076-254-0302 【Email】info@mukai-group.com

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>